

RoHS 適用除外 表 1 (全カテゴリー用)

DIRECTIVE 2011/65/EU 第 4 (1)条の制限から除外される用途

(正しくは欧州 RoHS 指令 2011/65/EC 附属書Ⅲの原文、または関連する官報を参照のこと)

No.	除外される化学物質と用途と上限値		適用範囲と期限
1	Hg	1 口金蛍光灯に含まれる以下を超えない水銀	
1(a)		30W 未満の一般的照明用途 : 2.5mg	5mg 以下 : 2011/12/31 まで 3.5mg 以下 : 2012/12/31 まで
1(b)		30W 以上 50W 未満の一般照明用途 : 3.5mg	5mg 以下 : 2011/12/31 まで
1(c)		50W 以上 150W 未満の一般照明用途 : 5mg	
1(d)		150W 以上の一般照明用途 : 15mg	
1(e)		円形または四角形で直径 17mm 以下の一般照明用途 : 7mg	制限なし : 2011/12/31 まで
1(f)		特殊用途 : 5mg	
1(g)		30W 未満の一般照明用途で寿命が 20,000 時間以上 : 3.5mg	2017/12/31 まで
2(a)	Hg	2 口金直管蛍光灯に含まれる下記を超えない水銀	
2(a)(1)		通常寿命の 3 波長形で管径 9mm (T2 サイズ [※]) 未満 : 4mg	5mg 以下 : 2011/12/31 まで
2(a)(2)		通常寿命の 3 波長形で管径 9mm 以上 17mm 以下 (T5 サイズ [※]) 未満 : 3mg	5mg 以下 : 2011/12/31 まで
2(a)(3)		通常寿命の 3 波長形で管径 17mm を越えて 28mm 以下 (T8 サイズ [※]) 未満 : 3.5mg	5mg 以下 : 2011/12/31 まで
2(a)(4)		通常寿命の 3 波長形で管径 28mm を超える (T12 サイズ [※]) : 3.5mg	5mg 以下 : 2011/12/31 まで
2(a)(5)		長寿命 (25,000 時間以上) 3 波長形 : 5mg	8mg 以下 : 2011/12/31 まで
2(b)	Hg	その他の蛍光灯に含まれる下記を超えない水銀	
2(b)(1)		直管形ハロゲン蛍光体蛍光灯で管径 28mm を超える (T10、T12 サイズ [※]) : 10mg	2012/4/13 まで
2(b)(2)		直管形でないハロゲン蛍光体蛍光灯 (全ての管径サイズ) : 15mg	2016/4/13 まで
2(b)(3)		直管形でない 3 波長形蛍光体で管径 17mm 以上 (T9 サイズ [※]) : 15mg	制限なし : 2011/12/31 まで
2(b)(4)		他の一般照明用途及び特殊用途のランプ (誘導ランプなど) : 15mg	制限なし : 2011/12/31 まで
3	Hg	冷陰極蛍光灯 (CCFL) と外部電極蛍光灯 (EEFL) に含まれる以下を超えない水銀 (1 灯あたり)	
3(a)		短いもの (長さ 500mm 以下) : 3.5mg	制限なし : 2011/12/31 まで
3(b)		中程度のもの (長さ 500mm を超えて 1500mm 以下) : 5mg	制限なし : 2011/12/31 まで
3(c)		長いもの (長さ 1,500mm を超える) : 13mg	制限なし : 2011/12/31 まで
4(a)	Hg	その他の低圧放電ランプ : 15mg	制限なし : 2011/12/31 まで
4(b)	Hg	演色評価数 Ra60 以上の一般照明用高圧ナトリウム (蒸気) ランプに含まれる以下を超えない水銀 (1 灯あたり)	
4(b)-I		$P \leq 155W$: 30mg	制限なし : 2011/12/31 まで
4(b)-II		$155W < P \leq 405W$: 40mg	制限なし : 2011/12/31 まで
4(b)-III		$P > 405W$: 40mg	制限なし : 2011/12/31 まで

No.	除外される化学物質と用途と上限値		適用範囲と期限
4(c)		演色評価数 Ra60 以上の一般照明用高圧ナトリウム (蒸気) ランプに含まれる以下を超えない水銀 (1 灯あたり)	
4(c)-I	Hg	$P \leq 155W : 25mg$	制限なし : 2011/12/31 まで
4(c)-II		$155W < P \leq 405W : 30mg$	制限なし : 2011/12/31 まで
4(c)-III		$P > 405W : 40mg$	制限なし : 2011/12/31 まで
4(d)	Hg	高圧水銀 (蒸気) ランプ (HPMV)	2015/4/13 まで
4(e)	Hg	金属ハロゲンランプ (MH)	
4(f)	Hg	本付属書で言及しないその他の特殊用放電ランプに含まれる水銀	
4(g)	Hg	<p>標識、装飾または建築用途や専門家による照明や光造形に用いられる手作りの発光放電ランプに含まれる水銀で、含有量が以下に制限されている場合</p> <p>(a) 電極 1 対当たり 20mg+管長 1cm 当たり 0.3mg、ただし、80mg を超えない。20℃未満の温度にさらされる屋外/屋内での使用</p> <p>(b) 電極 1 対当たり 15mg+管長 1cm 当たり 0.24mg、ただし、80mg を超えない。その他すべての屋内での使用</p>	2018/12/31 まで
5(a)	Pb	陰極線管 (ブラウン管) のガラスに含まれる鉛	
5(b)	Pb	蛍光管のガラスに含まれる 0.2 重量%を超えない鉛	
6(a)	Pb	機械加工用の鉄合金、亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35 重量%以下の鉛	
6(a)-I	Pb	機械加工用の鋼材に含まれる 0.35 重量%、亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35 重量%までの鉛とバッチ式の溶融亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.2 重量%までの鉛	2021/7/21 まで
6(b)	Pb	アルミニウム合金に含まれる 0.4 重量%以下の鉛	2019/6/30 まで
6(b)-I	Pb	鉛を含有するアルミニウムのスクラップをリサイクルすることにより含まれる 0.4 重量%までの鉛	2021/7/21 まで
6(b)-II	Pb	機械加工用のアルミニウムの合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	カテゴリ 1-7, 10 2021/5/18
6(c)	Pb	4 重量%以下の鉛を含む銅合金	
7(a)	Pb	高融点はんだ中の鉛 (85 重量%以上の鉛ベースの合金)	
7(b)	Pb	サーバ、ストレージ、ストレージレイシシステム、スイッチ・信号・伝送・管理ネットワークのインフラ機器の半田に使用する鉛	
7(c)-I	Pb	ガラス・セラミック (コンデンサの誘電セラミック除く) 中の電気電子部品に含む鉛 (圧電デバイス、ガラス・セラミック母材化合物)	
7(c)-II	Pb	AC125V、DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	
7(c)-III	Pb	AC125V、DC250V 未満のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	
7(c)-IV	Pb	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛 (PZT) をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	
8(a)	Cd	ワンショット・ペレットタイプ熱ヒューズに含まれるカドミウム及び化合物	2012/1/1 まで 上記以降は 2012/1/1 までに上市された製品の補修部品に限り有効

No.	除外される化学物質と用途と上限値		適用範囲と期限
8(b)	Cd	電気接点に含まれるカドミウム及び化合物	カテゴリ 8,9 および 11 8,9 (体外診断医療装置、産業用監視制御装置以外) : 2021/7/21 カテゴリ 8 体外診断医療装置 : 2023/7/21 カテゴリ 9 産業用監視制御装置、カテゴリ 11 2024/7/21 まで
8(b)-I	Cd	下記の用途に使用される電気接点中のカドミウムおよびその化合物 -ブレーカー -熱感知制御装置 -サーマルモータプロテクタ (密閉型サーマルモータプロテクタを除く) -定格 AC スイッチ -AC250V6A 以上 -AC125V12A 以上 -定格 DC スイッチ DC18V20A 以上 -電圧供給周波数 200Hz 以上使用するスイッチ	カテゴリ 1, 7 および 10 2021/7/21 まで
9	Cr ⁶⁺	吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤として、冷却材に含まれる 0.75 重量%以下の六価クロム	
9(b)	Pb	冷暖房・空調・冷蔵庫 (HVACR) のコンプレッサーに含まれる冷媒用ベアリングシェル及びブッシュに含まれる鉛	カテゴリ 8,9 および 11 8,9 (体外診断医療装置、産業用監視制御装置以外) : 2021/7/21 カテゴリ 8 体外診断医療装置 : 2023/7/21 カテゴリ 9 産業用監視制御装置、カテゴリ 11 2024/7/21 まで
9(b)-I	Pb	冷暖房・空調・冷蔵庫 (HVACR) 用に 9KW 以下の電力を使用する密閉型スクロールコンプレッサーのベアリングシェル、ブッシュに含まれる鉛	カテゴリ 1 2019/7/21 まで
11(a)	Pb	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使用する鉛	2019/7/21 まで
11(b)	Pb	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外に使用される鉛	2010/9/24 まで 上記以降は 2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限り有効
12	Pb	熱電モジュールの C-リングのコーティング材として使用される鉛	2013/1/1 まで 上記以降は 2013/1/1 までに上市された製品の補修部品に限り有効
13(a)	Pb	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛	2010/9/24 まで 上記以降は 2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限り有効

No.	除外される化学物質と用途と上限値		適用範囲と期限
13(b)	Cd, Pb	フィルタガラス, 反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	カテゴリ 8,9 および 11 8,9 (体外診断医療装置、産業用監視制御装置以外) : 2021/7/21 カテゴリ 8 体外診断医療装置 : 2023/7/21 カテゴリ 9 産業用監視制御装置、カテゴリ 11 2024/7/21 まで
13(b)-I	Pb	イオン着色された光学フィルターガラスタイプに含まれる鉛	カテゴリ 1-7, 10 2021/7/21 まで
13(b)-II	Cd	本附属書 39 項に該当する用途を除く、ストライキング光学フィルタタイプに含まれるカドミウム	カテゴリ 1-7, 10 2021/7/21 まで
13(b)-III	Cd, Pb	反射率標準に使用されるグレーズに含まれるカドミウムと鉛	カテゴリ 1-7, 10 2021/7/21 まで
14	Pb	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合に用いられる、2 種類以上の成分で構成されるハンダに含まれる鉛で、鉛含有量が 80wt%を超えて 85wt%未満のもの	2021/7/21 まで
15	Pb	IC フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用半田に含まれる鉛	2011/1/1 まで 上記以降は 2011/1/1 までに上市された製品の補修部品に限り有効
15(a)	Pb	次の基準のうち、少なくとも 1 つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電氣的接続に必要なはんだに含まれる鉛 - 90nm 以上の半導体技術ノード - いかなる半導体技術ノードにおいても単一ダイサイズが 300 mm ² 以上 - 300 mm ² 以上のダイ、または 300 mm ² 以上のシリコンインターポーザ付きの積層ダイパッケージ	カテゴリ 1-7, 10 2021/7/21 まで
16	Pb	ケイ酸塩でコーティングされた直管白熱灯に含まれる鉛	2021/7/21 まで
17	Pb	業務用電子複写機器に使用される高輝度放電 (HID) ランプに発光物質として使用されるハロゲン化鉛	2013/9/1 まで
18(a)	Pb	SMS ((Sr,Ba) 2MgSi2O7 : Pb) などの蛍光体を含むジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー (1 重量%以下) の活性剤としての鉛	
18(b)	Pb	BSP (BaSi2O5 : Pb) などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー (1 重量%以下) の活性剤としての鉛	2011/1/1 まで
18(b)-I	Pb	医療用光線療法機器で使用される BSP (BaSi2O5 : Pb) などの蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉末の活性剤として含まれる 1 重量%以下の鉛	カテゴリ 5, 8 2021/7/21 まで (附属書 IV の 34 を除く)
19	Pb	超小型の省エネルギーランプ (ELS) の主アマルガムとしての特定組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	2021/7/21 まで
20	Pb	液晶ディスプレイ (LCD) に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板の接合用に使用されるガラスに含まれる酸化鉛	2011/6/1 まで
21	Pb, Cd	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インク中の鉛及びカドミウム	2011/6/1 まで

No.	除外される化学物質と用途と上限値		適用範囲と期限
21(a)	Cd	EEE のコントロールパネルおよびディスプレイに使用されるフィルタ機能を提供するカラーガラスに含まれるカドミウム。	カテゴリ 1, 7, 10 2021/7/21 まで (21(b), 39 の用途を除く)
21(b)	Cd	ホウケイ酸ガラスやソーダ石灰ガラスなど、ガラス上にエナメルを塗布する印刷インキに含まれるカドミウム	カテゴリ 1, 7, 10 2021/7/21 まで (21(a), 39 の用途を除く)
21(c)	Pb	ホウケイ酸ガラス以外のエナメルを塗布する印刷インキに含まれる鉛	カテゴリ 1, 7, 10 2021/7/21 まで
23	Pb	ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げ剤中の鉛	2021/7/21 まで
24	Pb	機械的に貫通孔が作られた円板状と、平面上積層セラミックキャパシタアレイを半田付けする半田中の鉛	
25	Pb	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ (SED) の構造部品に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	
26	Pb	ブラックライトブルー (BLB) ランプのガラス管体に含まれる酸化鉛	2011/6/1 まで
27	Pb	高出力 (125dB SPL 以上の音響出力レベルで数時間作動するように設計された) スピーカーに使用される変換器用のはんだとして用いられる鉛合金	2010/9/24 まで
29	Pb	指令 69/493/EEC の付属書 I (カテゴリ 1、2、3 と 4) で定義されるクリスタルガラス中の鉛	
30	Cd	100dB 以上の高出力音響スピーカで、変換器内の音声コイルの電気導体部のはんだ接合としてのカドミウム合金	
31	Pb	水銀を使用しない直蛍光灯 (液晶ディスプレイまたは産業用照明) 中の半田に含まれる鉛	
32	Pb	アルゴン・クリプトンレーザー管製造で、ウインドウアッセンブリを形成するシールフリット中の酸化鉛	
33	Pb	パワートランスで、100 μ m 直径以下の細い銅線の半田付用はんだ中の鉛	
34	Pb	サーメット型トリマポテンショメータ素子に含まれる鉛	
36	Hg	DC プラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる 1 台あたり 30mg 以下の水銀	2010/7/1 まで
37	Pb	亜鉛ホウ酸塩ガラス体を基礎とした高圧ダイオードの表面被覆層の鉛	
38	Cd	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム	
39	Cd	照明またはディスプレイに使用される II~VI 族 LED (発光領域カドミウム含有量が 10 μ g/mm ² 未満) に含まれるカドミウム	
39(a)	Cd	ディスプレイの照明用途に使用されるダウシフトカドミウム系半導体ナノ結晶量子ドット中のセレン化カドミウム (<0.2 μ gCd/ディスプレイ画面領域)	2019/10/31 まで
40	Cd	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトカプラ用フォトレジスト中のカドミウム	2019/10/31 まで
41	Pb	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、点火用モジュールその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント基板の仕上処理部分にあって、技術的理由から可搬型の燃焼機関 (欧州議会、理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1、SH:2、SH:3) のクランクケース、シリンダ上に直接、またはそれらの内部に取付けるものに含まれる鉛	2013/12/31 まで

RoHS 適用除外 表 2 (カテゴリー8&9 用)

医療機器と監視および制御機器に特化した DIRECTIVE 2011/65/EU 第 4 (1)条の制限から除外される用途 (正しくは欧州 RoHS 指令 2011/65/EC 附属書IVの原文、または関連する官報を参照のこと)

No.	除外される化学物質と用途	適用範囲と期限
電離放射線を利用または検出する機器		
1	電離放射線検出器に含まれる鉛、カドミウム及び水銀	
2	X線管の鉛ベアリング	
3	電磁放射増幅デバイス (マイクロチャンネルプレート、キャピラリプレート) に含まれる鉛	
4	X線管及びイメージインテンシファイアのガラスフリットに含まれる鉛及び、ガスレーザの組み立て用及び電磁放射を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダーに含まれる鉛	
5	電離放射線の遮蔽に用いられる鉛	
6	X線試験物体に含まれる鉛	
7	ステアリン酸鉛 X線回折結晶	
8	ポータブル蛍光 X線分光器に用いるカドミウム放射性同位体	
センサー、検出器及び電極		
1a	イオン選択電極 (pH 電極のガラスを含む) に含まれる鉛とカドミウム	
1b	電気化学酸素センサーの鉛陽極	
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウム及び水銀	
1d	基準電極に含まれる水銀 (塩化水銀(I)、硫化水銀、酸化水銀)	
その他		
9	ヘリウム-カドミウムレーザーに含まれるカドミウム	
10	原子吸光分光器のランプに含まれる鉛とカドミウム	
11	MRI の超伝導体および熱伝導体として用いられる合金に含まれる鉛	
12	MRI、SQUID、NMR (核磁気共鳴) または FTMS (フーリエ変換質量分析計) 検出器の超伝導磁気回路を構成する金属接着剤に含まれる鉛およびカドミウム	2021/6/30 まで
13	カウンターウェイトに用いる鉛	
14	超音波トランスデューサーの圧電単結晶材料に含まれる鉛	
15	超音波トランスデューサーの接合用はんだに含まれる鉛	
16	監視・制御装置に用いる超高精密キャパシタンス/損失測定ブリッジ、高周波 RF スイッチ及びリレーに含まれる水銀で、スイッチ又はリレー 1 個当たり 20mg を超えないもの	
17	ポータブル除細動器のはんだに含まれる鉛	RoHS 指令第 5 条 1(b)に指定された基準以外の理由で請求された一時的な適用除外項目
18	波長 8~14µm の赤外線を検出する高性能赤外線映像装置のはんだに含まれる鉛	
19	LCoS ディスプレイに含まれる鉛	
20	X線測定フィルターに含まれるカドミウム	

No.	除外される化学物質と用途（その他続き）	適用範囲と期限
21	X線画像用イメージインテンシファイアの蛍光コーティング中のカドミウム	2019/12/31 まで 上記以降は 2019/12/31 までに上市された X 線システムの保守部品に限り有効
22	CT および MRI 用の定位ヘッドフレーム中、ならびにガンマ線および粒子線治療装置のためのポジショニングシステム中に用いられる酢酸鉛マーカー	2021/6/30 まで
23	電離放射線にさらされる医療機器のベアリングおよび摩擦面のための合金要素としての鉛	2021/6/30 まで
24	X線イメージインテンシファイア中のアルミニウムとスチール間の真空機密接続を可能にする鉛	2019/12/31 まで
25	通常稼働および貯蔵状態で -20°C を下回る温度で恒久的に使用される非磁性コネクタを必要とするピンコネクタシステムの表面コーティング中の鉛	2021/6/30 まで
26	通常稼働および貯蔵状態で -20°C を下回る温度で恒久的に使用される以下の中の鉛 ・ プリント基板上のはんだ ・ 電気および電子部品の端末コーティングおよびプリント基板上のコーティング ・ ワイヤーおよびケーブルを接続するはんだ ・ 変換器およびセンサーを接続するはんだ	2021/6/30 まで
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ はんだ ・ 電気および電子部品の端末コーティングおよびプリント基板上のコーティング ・ 電線、シールドおよび封入された (enclosed) コネクタの接続であって以下の条件で用いられるもの <p>(a) 医療用 MRI 装置中の磁石のアイソセンター周囲 1m 球面内の磁場中（医療用 MRI にはこの球面内で使用されるよう設計された患者モニターを含む）</p> <p>(b) 粒子線治療に用いられるサイクロトロン磁石の外部表面、ビーム搬送およびビーム方向制御のための磁石から 1m 距離内の磁場中</p>	2020/6/30 まで
28	テルル化カドミウムおよびテルル化亜鉛カドミウムのデジタル配列検出器をプリント基板に搭載するためのはんだ中の鉛	2017/12/31 まで
29	医療装置（カテゴリー8）およびまたは産業用監視制御機器において、低温クーラー冷ヘッドおよびまたは低温クーラーで冷却された冷プローブおよびまたは低温クーラーで冷却された等電位 (equipotential) ボンディングシステムに使用される超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛	2021/6/30 まで
30	X線イメージインテンシファイア中の光電陰極を製作するために用いられるアルカリディスペンサ（スペアパーツを含む）中に含まれる六価クロム	2019/12/31 まで 上記以降は 2019/12/31 までに上市された X 線システムの保守部品に限り有効
31a	体外診断用を含む医用機器と、電子顕微鏡およびそれらアクセサリの修理または再生整備のために回収され使われるスペアパーツに含まれる鉛、カドミウム、六価クロムとポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)。但し、監視可能で閉じた B2B 返却システムから再利用され、かつ、部品のかかる再利用が（各部品が再利用である旨を）カスタマーに通知される場合を条件とする。	(a)体外診断用医療機器以外の医療機器への使用： 2021/7/21まで (b)体外診断用医療機器への使用：2023/7/21まで (c)電子顕微鏡とそのアクセサリへの使用：2024/7/21 まで
32	MRI に組み込まれた PET（ポジトロン断層撮影）装置用の検出器およびデータ収集ユニット用のプリント基板のはんだ中の鉛	2019/12/31 まで
33	携帯式非常用除細動器を除き、指令 93/42/EEC（医療機器指令）クラス II a および II b の移動式医療機器に使用される実装済プリント基板のはんだ中の鉛	クラス II a：2016/6/30 まで クラス II b：2020/12/31 まで

No.	除外される化学物質と用途（その他続き）	適用範囲と期限
34	BSP (BaSi2O5:Pb) 蛍光体を含む体外循環光療法（フォトフェレーシス）ランプに使用される場合で、放電ランプの蛍光粉末中の活性剤としての鉛	2021/7/22 まで
35	2017/7/22 以前に上市された産業用監視および制御装置に使用される液晶ディスプレイのバックライティング用冷陰極蛍光ランプ中の水銀、ランプあたり 5mg 未満	2024/7/21 まで
36	産業用監視および制御装置用として C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外に使用されている鉛	2020/12/31 まで 上記以降は 2020/12/31 までに上市された産業用監視および制御装置の保守部品に限り有効
37	伝導率測定に使用される白金めっき白金電極中の鉛であって、下記条件の少なくとも一つが当てはまる： (a) 未知の濃度について実験用途に使用される 1 桁以上（例えば 0.1mS/m から 5mS/m に渡る範囲）を超える伝導率範囲を有するワイドレンジ型計測器； (b) ±1%の精度と電極の高耐食性が必要な以下の溶液の測定用； (i) 酸性度 < pH1 の溶液； (ii) アルカリ度 > pH13 の溶液； (iii) ハロゲンガスを含有する腐食性溶液 (c) 可搬型器具により実施しなければならない 100mS/m を超える伝導率の測定	2018/12/31 まで
38	コンピュータ断層撮影装置と X 線装置の X 線検出器で使用されるインターフェースにつき 500 以上を接続する広範囲の積層型素子の 1 つのインターフェースに含まれるはんだ中の鉛	2019/12/31 まで 上記以降は 2019/12/31 までに上市された CT および X 線システムの保守部品に限り有効
39	装置に用いられるマイクロチャンネルプレート中の鉛で、少なくとも次のひとつの特性が存在する場合： (a) 小型の電子またはイオンの検出器であって、検出器のためのスペースが最大 3mm/MCP（検出器の厚さ+MCP の設置スペース）、トータルで最大 6mm に限られており、検出器のスペースをこれ以上取ることが科学的および技術的にできないもの； (b) 電子またはイオン検出の 2 次元空間分解能が少なくとも次の一つに該当するもの； (i) 応答時間が 25ns より短い； (ii) 試料検出エリアが 149mm ² より広い； (iii) 増幅係数が 1.3×10 ³ より大きい (c) 電子またはイオンの検出で応答時間が 5ns より短い (d) 電子またはイオンの検出のための試料検出エリアが 314mm ² より広い (e) 増幅係数が 4.0×10 ⁷ より大きい	(a) 医療機器および監視・制御機器：2021/7/21 まで (b) インビトロ診断用医療機器は：2023/7/21 まで (c) 産業用監視および制御機器は：2024/7/21 まで
40	業用監視及び制御機器に用いられる AC125V または DC250V 未満のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	2020/12/31 まで 上記以降は 2020/12/31 までに上市された工業・産業用監視及び制御機器の保守部品に限り有効
41	血液や他の体液、体内ガスの分析に用いるインビトロ診断医用機器で電流測定、電位差測定、導電率用センサーの基板として利用されている PVC 中の熱安定剤としての鉛	2018/12/31 まで
42	高周波 (>50MHz) モードを有する血管内超音波撮影システムで使用される電気回転コネクタに用いる水銀	2019/6/30 まで
43	10ppm 未満の感度が要求される産業用監視・制御機器で使用される酸素センサのためのエルシュセル（ハーシュセル）中のカドミウムアノード	2023/7/15 まで